

東海市告示第132号

東海市スポーツ指導者バンク設置要綱を次のように定める。

令和6年7月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市スポーツ指導者バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する指導者を探している団体等とスポーツの知識や技術を伝えたい指導者をつなぐための東海市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置することにより、市民の継続的なスポーツ活動を支援するとともに、スポーツ指導者の学べる機会の提供や体制を整備することでその資質の向上を図り、もって子どもたちの成長や市全体のスポーツ力の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 指導者バンクの業務は、東海市教育委員会スポーツ課において処理し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録及び紹介に関すること。
- (2) 指導者の資質の向上に関すること。
- (3) その他指導者バンクの設置目的の達成に必要な事項に関すること。

(指導者の登録資格)

第3条 指導者バンクの登録の対象となる指導者は、18歳以上の高等学校を卒業した者であってスポーツの知識及び技術を有し、かつ、それを市民に提供しようとする意思のあるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会その他公的機関等が認定する指導者資格を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に教員として勤

務している者又は勤務していた者

(3) 東海市スポーツ推進委員である者

(4) 一般社団法人スポーツクラブ東海の認定指導者の資格を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(指導者の登録)

第4条 指導者バンクに登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、東海市スポーツ指導者バンク登録申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、指導者バンクに登録し、その旨を申請者に通知する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録された日から2年を経過した日以後の最初に到達する3月31日までとする。

2 登録の有効期間を更新しようとする場合は、当該有効期間の満了前に、前条に規定する登録の申請を行うものとする。

(登録の変更及び取消し)

第6条 指導者バンクに登録された指導者（以下「登録指導者」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合又は登録指導者としての活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録指導者の立場を利用し、政治活動又は宗教活動を行った場合

(2) 虚偽の申請内容があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録指導者として不適格であると認めた場合

(登録情報の公表)

第7条 申請書に記載された事項のうち、指導内容等に関する事項は公表できるものとする。ただし、登録指導者から公表を望まない旨の申出があるときは、この限りでない。

(紹介対象の団体等)

第8条 登録指導者の紹介対象は、次に掲げる団体又は個人とする。

- (1) 市内に所在する学校
- (2) 市内を拠点に活動するスポーツ団体
- (3) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの
(紹介の依頼等)

第9条 登録指導者の紹介を希望する団体等の代表者（以下「依頼者」という。）は、指導を希望する日の2週間前までに、東海市スポーツ指導者バンク指導者紹介依頼書（以下「依頼書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の依頼書を受理した場合は、その依頼内容に適合する登録指導者を選定し、依頼者に紹介する。
- 3 詳細な指導内容等については、登録指導者及び依頼者の間で事前に十分な協議を行い決定するものとする。
- 4 依頼者は、紹介された登録指導者の指導を受ける場合は、指導を受ける日までにその旨を市長に報告するものとする。
- 5 依頼者は、指導を受けた日後10日以内に、東海市スポーツ指導者バンク利用結果報告書を市長に提出するものとする。

(指導経費)

第10条 登録指導者に対する謝金及び交通費は、依頼者と指導者の協議により決定し、依頼者が負担するものとする。

(保険)

第11条 登録指導者は、自身の負担においてスポーツ安全保険等に参加するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 登録指導者及び依頼者は、指導者バンクから知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。また、指導の終了後においても同様とする。

(登録指導者の研修等)

第13条 市長は、登録指導者の資質向上のため、定期的な研修会の実施や指導者資格等に関する情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。